

京都市基本計画審議会第3回うるおい部会関係・要望資料一覧

環境関係

- 環境に関する各種中・長期計画にはどのようなものがあるか
 - 環境に関する各種中・長期計画の種類（1 P）

- 環境に関する京都市独自の条例などの種類
 - 京都市の環境に関する特色ある取組（2 P）

- 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議など関連する会議等の議論（概要）
 - ・ 「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」（10 P）
 - ・ 「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議（11 P）
 - ・ 京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新計画の策定（14 P）

- 新京都市循環型社会推進基本計画の答申内容（概要）
 - ※ ごみ量（100年）の変化を含む
 - 新京都市循環型社会推進基本計画の策定（15 P）
 - 京都市のごみ量（市受入量）の推移（18 P）

- COP15に参加した門川市長の成果など
 - COP15関連事業への出席について（19 P）

上記のほか、事前に要望いただいている次の資料については、部会当日に配付させていただきます。

- 第2回うるおい部会の議論に出た植栽関連の資料
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会の議論（概要）

○ 環境に関する各種中・長期計画の種類

	名称	概要	計画年次	備考
環境保全	京（みやこ）の環境共生推進計画	環境の保全に関する長期的目標及び環境の保全に関する個別分野の施策の大綱などを示す環境行政のマスタープラン。	平成18年度～27年度	京都市環境基本条例に基づき策定。
	京都市自動車公害防止計画（ひととまちにやさしい「くるまエコプラン」）	行政機関、業界団体、市民及び事業者に対して、本市における自動車公害問題を低減させ解決に導く指針を示し、総合的かつ計画的な自動車公害問題対策を推進するため策定。	平成13年度～22年度	
	京都市ダイオキシン類対策推進計画	ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等に関し、本市が取り組むべき対策及び施策の方向を定めている。	平成11年度～ ※期間の定めはない	
低炭素社会	京都市環境モデル都市行動計画	温室効果ガスの削減など、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市「環境モデル都市」としての本市の行動計画（アクションプラン）。	平成21年度～25年度	
	京都市地球温暖化対策計画	地球温暖化対策条例の行動計画として、平成18年8月に策定。産業、家庭など部門別二酸化炭素排出量の削減目標、具体的な削減対策及び推進体制を定めている。	平成18年～22年	京都市地球温暖化対策条例に基づき策定。次期計画を策定中。
	京都市地域新エネルギービジョン	平成12年3月、新エネルギーの導入を促進するため、基本的な取組の方向性を示すものとして、本ビジョンを策定。バイオマスエネルギーの活用促進、公共施設への新エネルギー等の導入促進などの重点プロジェクトを掲げ、その普及を図っている。	平成12年3月～ ※期間の定めはない	
循環型社会	京都市循環型社会推進基本計画～京（みやこ）のごみ戦略21～	平成15年12月、循環型社会形成推進のための法体系の充実、強化など、廃棄物をめぐる社会的状況の変化を踏まえて、旧計画を抜本的に見直し、策定。	平成15年度～27年度	廃棄物処理法に基づき策定。次期計画を策定中。
	新京都市産業廃棄物処理指導計画～京（みやこ）のさんばい戦略21～	国の各種法整備が進むなど廃棄物を取巻く社会・経済状況の変化を踏まえて、旧計画を見直し、平成16年度以降に取り組む施策等を定めている。	平成16年度～22年度	

○ 京都市の環境に関する特色ある取組

<環境保全>

取組事例の名称	京都市環境基本条例の推進
<p>(取組の概要)</p> <p>新しい時代に対応した環境政策，つまり社会経済システムのあり方の検討も含めて環境そのものを総合的にとらえ，望ましい都市像の創出に向けたあらゆる対策を行うことを目的に，環境の保全に関する基本理念や市・事業者・市民及び滞在者それぞれの役割を明らかにするなど，環境の保全に関する基本的な事項を定めている。</p>	

取組事例の名称	京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）
<p>(取組の概要)</p> <p>本制度は，より環境に配慮した事業計画が行えるよう，本市が行う大規模な事業に際して，現行の事業実施段階での環境影響評価に先立ち，計画段階から，環境への影響について，調査，予測及び評価を行い，環境への配慮を意思決定に統合する仕組みであり，他の政令指定都市に先駆けて平成16年10月1日から実施している。</p>	

<低炭素社会>

取組事例の名称	地球温暖化対策条例の推進
<p>(取組の概要)</p> <p>1 京都市地球温暖化対策条例</p> <p>地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のため、全国で初めて地球温暖化対策に特化した「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月 1 日から施行している。</p> <p>平成 22 年までに温室効果ガス排出量を平成 2 年から 10%削減するという目標を掲げたうえ、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めている。平成 21 年度からは、その施行状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、条例の見直しを検討している。</p> <p>2 京都市地球温暖化対策計画（平成 18 年 8 月策定）</p> <p>地球温暖化対策条例に規定する削減目標を達成するため、より詳細な二酸化炭素の部門別の削減目標、本市が取り組む施策、市民生活及び事業活動に求められる取組、取組の進ちょく管理の方法とそれを実施するための体制を定めている。平成 21 年度からは同条例の見直しに併せて新たな計画の策定を検討している。</p>	

取組事例の名称	環境モデル都市推進事業
<p>(取組の概要)</p> <p>本市は、平成 21 年 1 月 23 日に、温室効果ガスの大幅な削減などに高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定された。平成 21 年 3 月に策定した「京都市環境モデル都市行動計画」に基づき、将来に向けた温室効果ガスの大幅な削減目標として、2030 年までに 1990 年比で 40%削減、2050 年までに 60%削減とする中長期目標を設定し、低炭素社会の実現を目指す取組を進めている。</p> <p>行動計画に掲げる「『歩くまち・京都』戦略」「木の文化を大切にすまち・京都』戦略」「” DO YOU KYOTO?” ライフスタイルの変革と技術革新（イノベーション）」のシンボルプロジェクトの推進に当たり、「『歩くまち・京都』総合交通戦略策定審議会（『歩くまち・京都』市民会議）」、「『木の文化を大切にすまち・京都』市民会議」及び「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の市民会議を設置し、市民、事業者と企画の段階から一緒に知恵を出し合い、実践につなげていく。</p>	

取組事例の名称	「DO YOU KYOTO?」プロジェクト147万人推進事業
(取組の概要)	
<p>世界では「DO YOU KYOTO?」が「環境にいいことしていますか」という意味で使われるなど、京都議定書誕生のまち・京都の名は、環境の面でも国内外に広く知られている。</p> <p>そこで、京都議定書が発効した2月16日を記念し、毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー（環境にいいことする日）」と定め、環境にやさしい取組を実践するよう市民や事業者にも働きかけ、ライトダウンや京灯ディナーなど京都市全域で「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの取組を展開している。</p>	

取組事例の名称	地球温暖化対策 家庭部門対策事業
(取組の概要)	
<p>1 環境家計簿推進事業</p> <p>民生家庭部門における二酸化炭素排出量削減を目的として、平成10年度から家庭における省エネ活動等の実践を促進するため、環境家計簿を使った取組を展開している。</p> <p>入門版、普及版、本格版、子ども版、インターネット版の5種類の環境家計簿を作成し、市民や事業者、学校等に対し様々な機会をとらえて環境家計簿の取組を進めている。平成23年度までに取組世帯5万世帯を目標としている。</p>	
<p>2 こどもエコライフチャレンジ推進事業</p> <p>将来を担う子ども達が地球温暖化問題に対し、自ら考え体験する授業を通じて理解を深め、夏（冬）休み期間中に家庭で「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図っている。平成21年度は101校で実施し、平成22年度からは全小学校179校で授業として実施予定。</p>	
<p>3 「くらしの匠」と進めるエコライフ・コミュニティづくり事業</p> <p>家庭から二酸化炭素の削減を図るため、エコライフの専門家である「くらしの匠」の支援の下、対象地域でチームを組み、省エネ・省資源に関する学習会や相談、助言等を行い、地域の特性を生かした「エコアクション宣言（共通の取組）」を発表・実践し「エコライフ・コミュニティ」の構築を目指し取り組んでいる。</p>	
<p>4 太陽光発電普及促進事業</p> <p>住宅に太陽光発電システムを設置する市民に対して平成15年度から助成制度を設けて、平成21年度からは、助成金額を増額し、戸建住宅、共同住宅はともに上限4kWとし、1kWあたり8万円（景観規制区域、景観規制区域外は5万円）の助成を行っている。</p>	
<p>5 省エネ型家電製品の普及促進</p> <p>京都市地球温暖化対策条例において、省エネ型家電製品を販売する事業者に対し、省エネ性能が一目でわかる「省エネラベル」を店頭に表示し、求めに応じて説明することを義務付け、消費者が省エネ性能の高い商品を選んで購入できる仕組みを進めている。</p>	

取組事例の名称	地球温暖化対策 産業・業務部門対策事業
<p>(取組の概要)</p> <p>1 特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度</p> <p>京都市地球温暖化対策条例に基づき、平成 17 年 10 月から、特定事業者（平成 21 年現在 148 者）における温室効果ガス排出量削減への取組について、「特定事業者排出量削減計画書」及び「特定事業者排出量削減報告書」の提出を義務付け、内容を公表している。</p> <p>2 中小事業者省エネ総合サポート事業</p> <p>中小事業者における温室効果ガス排出量削減を支援するため、「省エネ診断」として専門家の派遣を行い、具体的な提案を行う。また、「省エネ設備導入補助金」の交付を行い、省エネ機器への更新、環境に優しい設備の導入をサポートしている。</p> <p>3 事業者向け環境学習セミナー</p> <p>市内の事業所の環境担当者を対象に、環境マネジメントシステムの導入や事業活動に伴うエネルギー使用の合理化等について、事業所内で中心となって推進する人材の養成を目的として、環境に関連する施設見学会（2 回）を組み入れた 5 回連続セミナーを開催している。</p> <p>本セミナー修了者には、市長名の修了証書を発行するとともに、修了者が所属する企業にはセミナー推進企業として認定書を発行している。</p> <p>4 KES 認証取得の促進</p> <p>I S O 14001 の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組めるような環境マネジメントシステム規格として策定した京都発祥の K E S ・環境マネジメントシステムは、全国に拡大し、環境マネジメントシステムの普及に牽引的な役割を果たしている。</p>	

取組事例の名称	地球温暖化対策 運輸部門対策事業
<p>(取組の概要)</p> <p>○ 次世代自動車普及促進事業</p> <p>環境性能の高い電気自動車、プラグインハイブリッド車の普及を促進するため、平成 21 年度は、基盤整備として市内の公共施設を中心に 40 基の充電設備を設置し、普及支援として京都府と共同でタクシー、レンタカー業者への電気自動車等導入補助（最大 60 万円）を行っている。また、市役所の率先実行として、公用車に電気自動車を 5 台導入し、市民・事業者・行政が共同利用する「カーシェアリング」を実施し、幅広い活用、普及促進を図っている。</p>	

取組事例の名称	京のアジェンダ21フォーラム事業
<p>(取組の概要)</p> <p>市民生活や経済活動を消費型から循環型へ変革し、持続型社会づくりを目指す行動計画として、平成9年10月に策定した「京のアジェンダ21」の普及啓発、実践活動を推進するため、市民・事業者参加のパートナーシップ組織として、平成10年11月に「京のアジェンダ21フォーラム」を設立した。これまでに、「KES認証事業部」設置、KESの審査登録や「省エネラベル」を活用した省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーン (→省エネ法にて、全国統一した省エネラベルとして採用)、「京グリーン電力証書」の制度施行実施など、先駆的な取組みを実施している。</p>	

取組事例の名称	国際的な地球温暖化対策の推進
<p>(取組の概要)</p> <p>地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し行動の輪を広げることが、本市の国際的な使命であるため、「ICLEI（イクレイー持続可能性を目指す自治体協議会）」に加盟し、世界の自治体と連携して地域レベルでの取組を推進している。</p> <p>平成21年度は、コペンハーゲンで行われるCOP15関連事業において、京都議定書誕生の地としてメッセージを発信した。</p>	

取組事例の名称	京エコロジーセンターの運営
<p>(取組の概要)</p> <p>地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催（平成9年12月）を記念し、平成14年4月に開館した。身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、幅広い視点に立った環境意識の定着を図り、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場所で、環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設として運営している。</p>	

取組事例の名称	持続可能都市「脱温暖化京都ビジョン2030」の策定
<p>(取組の概要)</p> <p>2030年を目標として、温室効果ガスの排出が少ない持続可能な社会像を描き、その実現を目指して取り組むべき方策を明らかにしたビジョンを検討し、市民や事業者と共有する。平成21年度から検討を開始する地球温暖化対策条例の見直し及び新たな地球温暖化対策計画の策定とあわせて検討を進める。</p>	

取組事例の名称	「KYOTO 地球環境の殿堂」
<p>(取組の概要)</p> <p>「京都議定書」発効5周年を記念し、「京都議定書」誕生の地、京都において、世界で地球環境の保全に著しく貢献した方々の顕彰を行うとともに、その功績を永く後世にたたえるため、「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設し、京都から世界に向けて広く発信する。</p>	

<循環型社会>

取組事例の名称	使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化事業
<p>(取組の概要)</p> <p>市民の協力を得て家庭からの回収に加え、ホテル・旅館等からの事業系の使用済みてんぷら油を生成したバイオディーゼル燃料で、ごみ収集車や市バスを走行することにより地球温暖化防止や資源循環に貢献するとともに、バイオディーゼル燃料の全国的な普及を促している。</p>	

取組事例の名称	京都市ごみ減量推進会議の活動
<p>(取組の概要)</p> <p>市民、事業者、行政（京都市）の三者がパートナーシップのもと、協力・連携しながら、全市的及び地域における自発的なごみ減量・リサイクルを推進していく組織として、平成8年11月、「京都市ごみ減量推進会議」を設立した。</p> <p>市役所前フリーマーケットの開催、買い物袋持参・簡易包装推進キャンペーン、給食用牛乳パックのリサイクル事業、地域ごみ減量推進会議の設立、支援を行うほか、事業ごみの減量及び再資源化を図る「秘密書類リサイクル事業」等を実施している。</p> <p>また、上流対策（発生抑制・再使用）を重視した2R型エコタウン構築事業に取り組み、リペア・リメイク情報を紹介するホームページの立上げや、モデル商店街におけるエコスタンプ事業の実施、リユースびんの利用促進を図るキャンペーンの展開等に取り組んでいる。</p>	

取組事例の名称	地域におけるごみ減量・資源回収の推進
<p>(取組の概要)</p> <p>1 コミュニティ回収制度</p> <p>多様なごみ分別、リサイクル機会の拡大を図るため、町内会等の地域団体が、ごみの発生抑制や資源回収の意義をお互いに意識し合い、古紙や古着などの資源を自主的、継続的に回収してリサイクルできるような新しいかたちの集団回収を平成16年度年から実施している。平成18年度からは「家庭ごみ収集における有料指定袋制」の導入に伴い、市民サービスの向上を図るとともに、市民リサイクル活動のより一層の支援を図るため、助成金制度を導入している。</p> <p>2 使用済みてんぷら油の拠点回収</p> <p>家庭からの使用済みてんぷら油の回収を平成9年度から開始し、回収を実施している団体や個人に対して回収専用のポリタンクやのぼりの貸出し支援を行っている。また、平成19年度から回収実施団体等への拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。なお、回収したてんぷら油は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、本市のごみ収集車全車と一部の市バスの燃料として使用している。</p>	

(取組の概要)

1 「京都市飲料容器の散乱防止及び再資源化の促進に関する条例」の制定

昭和56年、京都市が全国に先駆けて「京都市飲料容器の散乱防止及び再資源化の促進に関する条例」を制定（現在の「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」）し、事業者、販売業者の責任を明確化するとともに、自動販売機の届出制と回収容器設置を義務付けている。飲料、容器、販売関連企業や観光団体との共同事業組織（京都市環境美化事業団、現在の京都市まちの美化推進事業団）による散乱ごみ防止に向けた取組を実施している。

2 事業者との連携による観光地等を中心とした美化の推進

京都市と飲料、たばこ、コンビニ、ファーストフード、弁当、旅行、旅客運送、飲料容器の各関係企業並びに観光関係団体や経済団体等で構成された「京都市まちの美化推進事業団」が、京都の代表的な観光地や繁華街において、清掃活動や美化啓発活動、更にはごみ容器や啓発看板の設置など、まちの美化事業を行っている。

3 まちの美化推進住民協定締結促進

町内清掃や門掃き活動をはじめ、飲料容器等のリサイクルなど、地域に根ざした取組のより一層積極的な推進を目指して、町内会や商店街等を単位とした「まちの美化推進住民協定」の締結促進を図るとともに、本市の認定する協定締結団体に対して清掃用具などの支援を行っている。

4 「友・遊・美化パスポート」事業

市内の観光地や繁華街を散策しながら清掃活動を行う「友・遊・美化パスポート」事業には、毎回80～100名（登録者数は、現在、約700名）が参加されており、約1時間の散策をしながらの清掃活動を自由に楽しんでもらっている。

また、会社・企業としての参加申込みも数多くあり、参加者には、「美化パスポート」を配布し、スタンプ10個ごとに記念品等の贈呈を行っている。

5 一日美化パスポート事業

京都へ来られた修学旅行生や観光客を対象に、鴨川や嵐山等で約1時間の散策をしながらの清掃活動を自由に楽しんでもらっている。

参加者には、「美化パスポート（一日美化用）」と参加記念品を配布し、京都のまちの美化の実践活動を通じて、京都のまちの美化から参加者居住地等のまちの美化へと京都からまちの美化を発信している。

「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」

1 事業の概要

「京都市環境モデル都市行動計画」に掲げるシンボルプロジェクトの一つとして、低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいライフスタイルの創造を図るため、「環境にやさしいライフスタイルとは何か。」という問題に対して市民レベルで議論する「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を設置した。

2 検討経過

3月 第4回環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議

7月 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議グループ会議（家庭グループ、事業者グループ、京都らしさグループに分かれて自由な議論を実施）

11月 第5回環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議（提言骨子案について議論）

1月21日～2月21日 提言骨子案についての市民意見募集

提言骨子（案）の構成（提言骨子は、「環境にやさしいライフスタイル」を考えるスタートと位置付ける。）

1 はじめに – 提言にあたって –

- 議論の経過
- 提言の構成
- 京都からの発信

2 「地球温暖化」という問題

- 「地球環境」の制約を意識する
- サバイバビリティの問題として捉える
- 積極的な関与

3 ライフスタイルを考える意味

- 科学技術の発達と人間倫理
- つながりの思想
- 「グローバル地球市民」としての自覚

4 「環境にやさしいライフスタイルの創造」に向けて

(1) 「12の視点」の提案

- ① 持たない幸せ
- ② 「エコ」を楽しむ
- ③ 「エコ」で得する
- ④ 「絆」、「潤い」、「関係」の見直し
- ⑤ 自然のサイクル（周期）に即して生きる
- ⑥ 「京都が大切にしてきたもの」を大切に
- ⑦ 「京都」を愛したい
- ⑧ 選べない悲惨
- ⑨ 「豊かさ」の問い直し
- ⑩ 「地球を思う心」を育もう
- ⑪ みんなでつくろう社会のルール
- ⑫ 地域のことは地域で考えたい

(2) 私たちの心意気

2つのアプローチ、積極的な発言、規制的手法の議論

5 提言の発展に向けて

3 今後の予定

3月 第6回環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議（予定）

「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議

1 事業の概要（目的、経緯等）

「京都市環境モデル都市行動計画」に掲げるシンボルプロジェクトの一つとして、「低炭素景観の創造」を目指す「木の文化を大切にすまち・京都」戦略を掲げ、企画段階から市民とともに進めるため、「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議（以下「市民会議」という。）を設置（平成20年12月17日）した。

市民会議においては、森林に恵まれた京都が歴史的に培ってきた木造建築や景観などの「木の文化」を踏まえ、中長期的な展望のもとに「低炭素景観の創造」を目指し、都市構造、都市機能、暮らしかた、森林涵養など幅広い観点から、「木の文化を大切にすまち・京都」のあり方及びそれを推進する取組について議論し、その方向性を定めることとした。

また、市民会議の下に専門的な事項について調査・検討を行う3つのプロジェクトチーム（以下「PT」という。3つのPTの概要は下記のとおり）を設置し、検討を行っている。

2 主な検討内容

（1）市民会議の概要

「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向けては、市民・事業者・行政等が共通の認識を持つことが大切であることから、市民会議では、「木の文化を大切にすまち・京都」の概念を明確にするため、京都における低炭素社会のあり方、低炭素景観の考え方を含めて、議論を重ねた。

「木の文化を大切にすまち・京都」とは、

- 市域の3/4を占める森を再生し、森に親しみ、森の恵みを都市に還元することにより、文化の醸成や産業の振興に積極的に取り組むまち
- 京町家を大切にするとともに、市域産材を多様に活用しながら、京町家の知恵を現代に活かし、新たな建築活動を促進するまち
- さらに、こうした活動を評価し、楽しいと思う京都の人々が暮らし続けることができ、その価値観を大切にすまち

であり、これを実現するためには、短期的には推進体制の構築や取組の試行を行い、中長期的には、様々な制度が浸透・普及し、3つのテーマが連携しながら、事業を促進していくことが必要である。

（2）各PTの概要

①「森と緑」検討PT

低炭素社会の実現に向けた新しい「木の文化」の構築のため、持続可能な豊かな「森林づくり・まちの緑づくり」、京都固有の歴史を踏まえた「木のあるまちづくり」、低炭素社会の「京の暮らし」を目指す。

<具体的な取組>

- 持続可能な豊かな「森林づくり・まちの緑づくり」

路網整備・機械化による利用間伐の促進、三山の景観保全のための能動的管理、まちなか緑化の推進、森林づくりに携わる人の育成と地位向上等

- 京都固有の歴史を踏まえた「木のあるまちづくり」

「みやこ柚木」の供給体制整備、木材ストック情報システムの整備、公共施設等目に見える場所での木質材料の利用、京都市地域産材の利用普及と市民モチベーションの高揚 等

- 低炭素社会の「京の暮らし」

森林バイオマスの木質ペレットなどの新エネルギーへの活用，京都の独自文化を活かした生活の見直し，森と緑の力を伝え環境活動を進める指導者・団体の育成支援，交流拠点の森の活用による都市・農村の交流等

＜取組を推進する方策＞

- ・上記の取組を進めるためのプラットフォームの整備
市民，企業，団体，京都市の協働により，川上（森）と川下（まち）をつなぐ仕組みづくり

②「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」検討 P T

京都が目指すべき環境配慮建築物像は，自然素材を使うことで育まれてきた，ものに気を配り，それを大切にす文化，素材から透け出る自然を身近に感じ，それとともに住まう文化である「木の文化」を具現化したものである。その具現化には，高いメンテナンス性に由来する長寿命，自然材料・地域産材の使用による環境への寄与，自然環境・エネルギーの積極的利用，周辺環境や地域性への配慮などが求められる。

これを明確化・共有化するためのキーワード「大切にす」、「ともに住まう」、「自然からつくる」に基づき CASBEE 京都を開発する。

※ CASBEE (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency : 建築環境総合性能評価システム)

省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより，室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。

＜検討成果＞

- ・環境配慮建築物普及のためのツールである CASBEE 京都の開発
 - CASBEE 全国版のシステムの評価基準に京都の独自性を盛り込む
 - 上記環境配慮建築像のキーワードによる独自評価

＜成果を具体化するための提案＞

- ・CASBEE 京都のマニュアルの作成
- ・CASBEE 京都の誘導・普及方策についての検討
各種補助制度（CASBEE 京都で一定ランク以上の場合に優遇等）や金融機関との連携等
- ・審査・運用方法及び体制の検討・整備
- ・建築環境性能向上の取組をより広く促す環境づくり
- ・既存ストックの維持保全に対する積極的活用 等

③「平成の京町家」検討 P T

伝統的な京町家の知恵と現代的な環境配慮技術との融合（ハイブリッド）により，「木の文化」を大切にす，環境と景観に寄与する新たな住宅として，「平成の京町家」を提案する。その際，京町家の現代的な価値である「暮らしの文化」，「空間の文化」，「まちづくりの文化」を踏まえて「平成の京町家」開発の視点を「住みごたえ」，「住み継ぐ」，「まちに住む」の3つに設定した。

＜検討成果＞

- ・「平成の京町家」の基本的な考え方
伝統的な京町家の知恵と新しい技術の融合・ハイブリッド化

京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新計画の策定

1 事業の概要

京都市では、京都議定書誕生の地として先導的な役割を果たし、市民、事業者の皆様とともに京都ならではの取組を一層推進するため、地球温暖化対策条例を見直すとともに、その行動計画を新たに策定することとしており、平成 21 年 8 月 21 日、京都市環境審議会に条例見直し、新計画策定について諮問した。

2 検討経過

- 8 月 京都市環境審議会に、地球温暖化対策条例の見直し及び新計画の策定について諮問
- 9 月 第 1 回地球温暖化対策推進委員会
…現行条例及び計画の概要と課題について説明し、自由討議
- 11 月 第 2 回地球温暖化対策推進委員会
…事業者、建築主への義務規定、省エネラベル制度見直し方針について審議
- 12 月 第 3 回地球温暖化対策推進委員会
…2030 年の低炭素社会像（第 1 次案）と条例に規定する事項について審議

3 主な内容

(1) 目標

- ・現行条例においては、市内温室効果ガス排出量を 2010 年までに 1990 年比で 10%削減する目標を掲げている。
- ・改正条例においては、「京都市環境モデル都市行動計画」（平成 21 年 3 月策定）に掲げる 2030 年 40%削減、2050 年 60%削減を基本として中長期の目標数値を規定する。

(2) 改正条例及び新計画の位置づけ

- ・改正条例では、中長期の目標数値を掲げ、その実現に向けた施策を規定する。
- ・新計画では、中期（2030 年）目標の達成に向けた前半 10 年（2011～2020 年）間の具体的、重点的取組を明らかにする。
- ・「進化する条例」「進化する計画」として、概ね 5 年ごとに見直しを行う。

(3) 条例見直し及び新計画策定に当たっての審議のポイント

- ・市民、事業者と共有できる将来の低炭素社会像の提示
- ・3 つの市民会議*における成果の具体化
 - * 「「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会」、「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議」、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」
- ・イノベーションによる環境産業の育成、振興
- ・再生可能エネルギーの徹底活用
- ・市民、事業者の取組促進
- ・国への政策提言

4 今後の予定

- 平成 22 年 9 月 改正条例案の市会への提案
- 平成 23 年 4 月 改正条例及び新計画の実施

新京都市循環型社会推進基本計画の策定

1 概要

現行計画のもと、「明るい循環型社会 京都」の実現に向け取組を進めてきた結果、ごみの減量は着実に進んできた。今後、更なるごみ減量を図るため、京都市における廃棄物行政の指針として策定する新計画の方向性、新たな施策のあり方について、平成 20 年 7 月に京都市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、平成 21 年 12 月 25 日答申を受理した。

2 検討経過

- 平成 20 年 7 月 京都市廃棄物減量等推進審議会に、新京都市循環型社会推進基本計画策定に向けた提言について諮問
- 平成 21 年 6 月 京都市廃棄物減量等推進審議会
…中間まとめについて審議
- 平成 21 年 12 月 京都市廃棄物減量等推進審議会から答申の受理

3 今後の予定

- 平成 22 年 3 月 新京都市循環型社会推進基本計画の策定

4 答申の概要

(1) 基本的な考え方

○ 計画の位置付け（基本方針）

低炭素社会、循環型社会の実現に向け、一般廃棄物処理基本計画に加え、ごみ減量、再資源化の推進による温室効果ガスの削減等にも寄与する計画とすること。

○ 目指すべきまちの姿と 3 つの方向性

低炭素社会・循環型社会の実現に向けて「みんなが主役の環境にやさしいまち」を目指し、以下の 3 つの方向性を基本に取組を展開すること。

- ① 市民・事業者の連携、協働による地域活力を生かしたリデュース・リユース（2R）の推進
- ② 地域の特性を生かしたリサイクル（R）の仕組みづくり
- ③ 環境負荷や経済性に配慮したエネルギー回収、再資源化、適正処理システムの構築

(2) 減量と循環に向けた 5 つの重点施策

3 つの方向性に基づく取組を効果的に推進するため、重点的に取り組むポイントを明確化し、京都の「市民力」、「地域力」を生かして複数の取組を一体的に推進すること。

① 包装材削減の推進

＜具体的な提言＞

- ・ 本格的なレジ袋削減の取組宣言
- ・ 包装材の一定量の削減を義務付ける条例の制定の検討
- ・ 大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理や資源化手法等の計画書提出の義務化 など

② 事業系ごみの減量対策

＜具体的な提言＞

- ・ 事業系ごみの透明袋製の早期導入
- ・ 大規模事業所以外にも多量にごみを排出する事業者への減量指導対象の拡大
- ・ マンションごみは一般家庭ごみと同様に分別・再資源化を徹底 など

＜具体的な提言＞

- ・ 地域イベントや店舗，劇場，観光地などに対応できるイベントグリーン要綱の策定
- ・ 宿泊施設等における分別指導及び観光地でのごみ箱の多言語標記 など

④ 多様な資源ごみの回収の仕組みづくり（資源デポ構想）

＜具体的な提言＞

- ・ 携帯電話，小型家電からのレアメタル回収の仕組みづくり
- ・ 休日の開設や民間商業施設等「より近い・より便利な」単位での資源ごみの回収場所の設置 など

⑤ バイオマスの利活用

＜具体的な提言＞

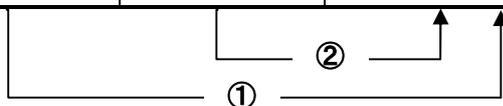
- ・ クリーンセンター建替え時のごみ焼却とバイオガスを併用した高効率なエネルギー回収施設の整備
- ・ 堆肥化の促進による地産地消のモデル地域の育成 など

(3) 数値目標の考え方

- ・ 平成27年度を中間目標年度，平成32年度を最終目標年度に設定すること。
- ・ 平成32年度のごみの総排出量を平成20年度比で16パーセント以上削減（平成13年度比35パーセント以上削減）し，環境負荷を大幅に低減するとともに，多額の経費を要するクリーンセンターの削減や埋立処分地の延命化を図ること。

参考【本答申における目標数値に関する提案のまとめ】

	平成13年度 (2001年度) 現行計画 基準年度	平成20年度 (2008年度) 新基本計画 基準年度	平成32年度 (2020年度) 新基本計画 目標年度	① 現行計画 基準年度からの 削減(向上)率 (H13⇒H32)	② 新基本計画 基準年度からの 削減(向上)率 (H20⇒H32)
ごみの 総排出量	86万トン	67万トン	56万トン以下	△35%以上	△16%以上
再生利用率	11%	18%	27%以上	+16ポイント以上	+9ポイント以上
処理処分量	76万トン	55万トン	44万トン以下	△42%以上	△20%以上
最終処分量	15.5万トン	9.2万トン	4.5万トン以下	△71%以上	△50%以上



※ 平成20年度のごみの総排出量は，建設廃材リサイクル（平成14年7月より民間リサイクルに誘導した建設廃材，コンクリート，アスファルトなどの産業廃棄物）を除いた数値（新計画基準）を記載している。

(4) 計画を推進するに当たって

- ・ コスト，ごみの分別の度合い，資源ごみのリサイクル後の状況といった情報を，分かりやすく誰もが入手しやすい，「見える化」を推進すること。
- ・ 毎年度，取組の進捗よく状況をホームページ等で公表すること。

(5) まとめ

○ 低炭素社会に向けて他都市をリード

環境モデル都市として，積極的にごみ減量・再資源化に取り組み，他都市をリードすること。温室効果ガスについては，新たに排出せざるを得ない量を他の削減可能な事業を推進することにより相殺し，廃棄物処理事業全体で削減を目指すこと。

○ 取組の実効性を最大限に担保

ごみの減量，再資源化，環境に配慮した行動を義務付けるなどの手法を検討するなど，目標の確実な達成を図ること。

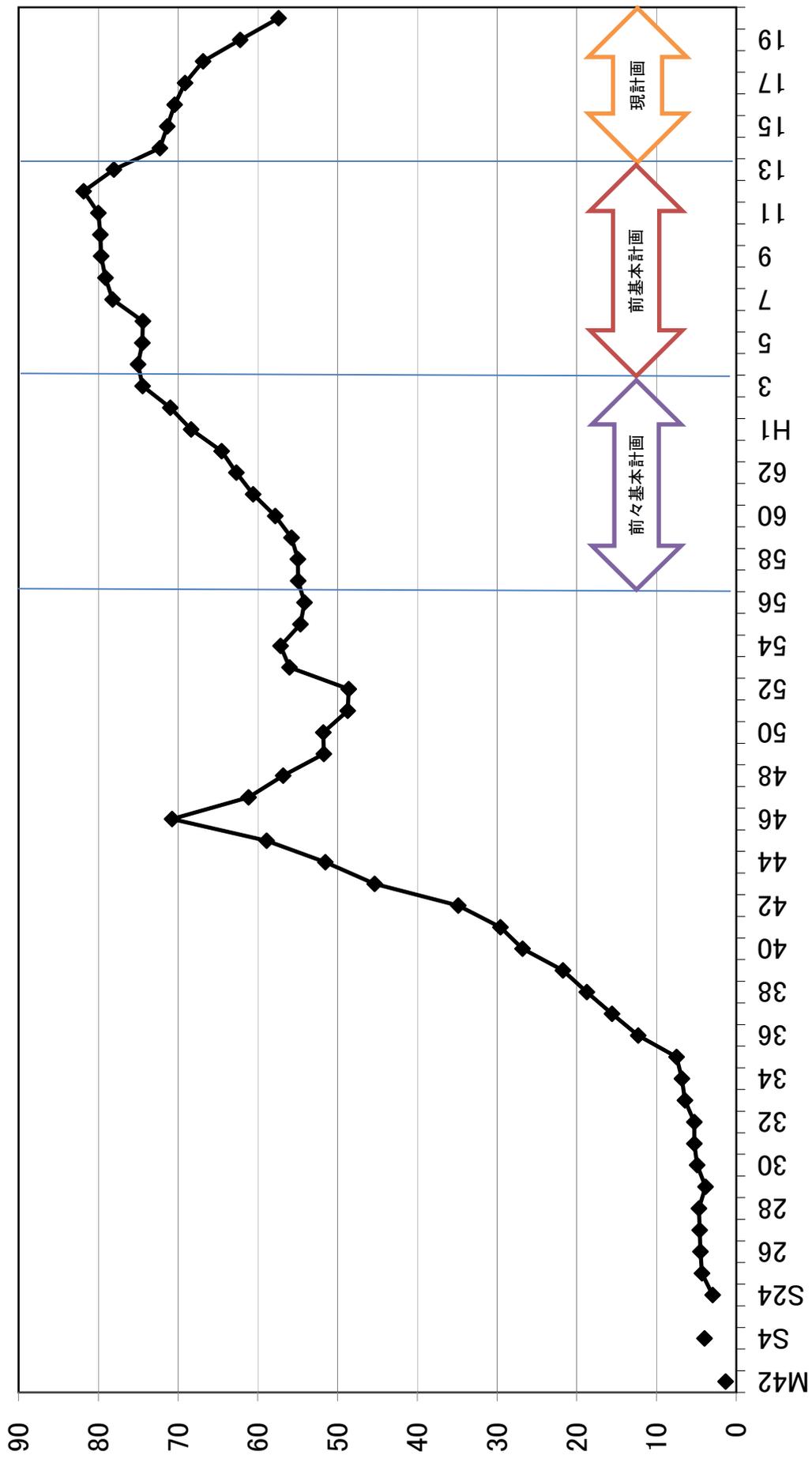
○ 徹底した分かりやすい計画の策定

一人ひとりの市民，事業者が具体的に何をすればよいのかが分かるように，取組方法の実例を盛り込むなど，積極的な行動を誘発する徹底的した分かりやすい計画書を策定すること。

京都市としては，答申を積極的に受入れ，環境モデル都市にふさわしい新京都市循環型社会推進基本計画を平成 21 年度中に策定する。

京都市のごみ量(市受入量)の推移

(万t/年)



COP15関連事業への出席について

平成21年12月に、デンマークのコペンハーゲンにおいて、2013年（平成25年）以降における国際的な地球温暖化対策の枠組を決定するCOP15（国連気候変動枠組条約第15回締結国会議）が開催された。

本市は、COP15の開催に合わせてコペンハーゲンで開催された関連事業に出席し、これまで市民、事業者、環境NPOなどと共に取り組んできた取組や成果、自治体として今後どう取り組んでいくかという将来像を世界の自治体に発信した。

1 イクレイ、WMCCC（気候変動に関する世界市長・首長協議会）との共催によるイクレイ気候ラウンジの開催（平成21年12月14日）

イクレイ、WMCCCとともにCOP15の開催される会場で気候ラウンジを開催し、京都市のこれまでの取組や成果、自治体として今後どのように取り組んでいくかという将来像を「京都からコペンハーゲン、その先へ」をテーマに発信した。

2 コペンハーゲン気候市長サミットへの参加（平成21年12月14日～16日）

コペンハーゲン市、イクレイ（ICLEI－持続可能性を目指す自治体協議会、本市が理事を務める）、C40（世界大都市気候先導グループ）の共催でCOP15と並行して開催されるコペンハーゲン気候市長サミットに、市長が出席した。



<市長気候サミット>

①期間：平成21年12月14日（月）～17日（木）

②出席都市：79都市

*日本からは京都市のほかC40のメンバーである東京都猪瀬副知事が出席

③会場：ベラセンター（COP15会場）等

3 その他市長出席事業

①平成21年12月15日 「低炭素型輸送：公共交通と環境にやさしい乗り物」をテーマとする円卓会議

②平成21年12月16日 環境にやさしい車によるパレード